

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会
第2回古都保存のあり方検討小委員会

平成27年11月27日

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会 第2回古都保存のあり方検討小委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私、事務局を務めます都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長でございます。よろしくお願ひいたします。

まずはじめに、本日、ご出席の委員でございますが、10名中7名ということで、本委員会の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

ご出席の委員の皆様のご紹介につきましては、座席表の配布をもってかえさせていただきたいと思いますが、第1回の小委員会をご欠席され、今回が初めてのご出席となる委員をご紹介いたします。

まず齊藤広子委員でございます。

【齊藤委員】 齊藤です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 続きまして、河瀬直美専門委員でございます。

【河瀬専門委員】 はい、河瀬です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 また、本日は、各自治体における取り組み状況を発表していただくため、奈良県のくらし創造部長、くらし創造部景観・環境局次長、奈良市の景観課長、奈良町にぎわい課長、京都市の風致保全課長、景観政策課町並み保全係長にご出席いただいております。

それでは、議事に先立ちまして、大臣官房審議官からご挨拶申し上げます。

【審議官】 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました大臣官房審議官でございます。

まず、委員の皆様方におかれましては、本日もお忙しいところ朝早くからお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

8月に第1回の小委員会を開催いたしましたときに、委員の皆様から、個別具体の実情報告をお願いしたいというお話がございまして、今回、第2回の小委員会でございますけれども、奈良におきまして開催させていただきまして、3つの事例報告と現地視察ということで構成させていただきました。

今回の小委員会の準備に当たりまして、奈良県の関係者の皆様には大変ご協力いただきまして、会場の提供、それから現地視察、本当にありがとうございます。また、奈良県、奈良市、そして京都市からは現状の報告をいただくということで、本当にありがとうございます。

関係自治体からの発表、現地視察を通じまして、古都の自然的環境の維持管理における担い手の不足の問題や自然的環境の変化、さらには歴史まちづくり法に基づく取り組み、こういったことにつきまして、よく現状を把握いたしまして、今後の議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

本日の議論が実り多きことをなることを祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 続きまして、本日は現地の奈良県での開催ということで、奈良県のくらし創造部長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

【奈良県部長】 改めまして、皆さん、こんにちは。ただいま紹介をいただきました奈良県くらし創造部長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様、古都奈良へ、ようこそお越しをいただきました。心から歓迎を申し上げる次第でございます。社会資本整備審議会の第2回の古都保存のあり方検討小委員会の開催に当たりまして、開催地を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思っております。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、いわゆる古都保存法が制定されてから、来年で50年の節目を迎えます。法制定から現在に至るまで、法の趣旨を十分尊重しながら、古都を守るといふ旗印のもとで、そこに住んでいる人も含めました全ての関係者が、まさに官民一体となって歴史的風土の保存に取り組んできたところでございます。そのおかげを持ちまして、1300年という悠久の歴史を持っております奈良の地が守られてきたと言っても過言ではないかというふうに思っております。

また、古都奈良の文化財が世界遺産に登録されるに当たりまして、現に歴史的風土が保存されていること、また、それを保存する仕組みが整っていることが大きく評価されたことは、皆様方もご承知のことかと存じます。

しかしながら、法制定後、半世紀を経た現在、当時とは社会的情勢、とりわけ経済情勢が大きく様変わりをしてきております。具体には、法制定時には人口が伸び、経済成長も著しく、持ち家政策もあって、宅地化の可能な土地にはどんどん家が建ってまいった状況でございます。しかしながら、現在は人口の減少、経済の低成長の時代を迎えまして、当時では想定し得なかったさまざまな課題が出ているのも事実かと思っております。

例えば、一例を申し上げますと、土地利用規制の代償措置である買入れ制度では、これまで田畑を耕作をしていた方々も高齢化をしております。その上で、土地の管理ということで非常に悩んでいらっしゃる。その悩んだ結果として、買入れを申し出る。そういうふうなことも起こってきております。

参考までに、奈良県の状況に少し触れさせていただきますと、奈良県の耕作放棄地の状況は、全農地の約2割を占めております。これは耕作放棄率でいいますと、全国平均よりも高いという状況になっております。

今後は、歴史的風土にふさわしい景観を守るためには、農業問題としての側面、とりわけ耕作における後継者の確保といった土地管理の面からも、検討をする必要があるのではないかと考えているところでございます。

時として、自然のままにといった表現で、手をつけず、そのまま放置することを推奨するような機運というのもあるかと思いますが、里地、里山というのは、人手が加わらないと荒れ果てる一方であり、また、人手が入って人の営みがあってこそ景観が守られるというふうに思っているところでございます。自然の恵みをいただいて、利用しながら、歴史的風土も守るといふやり方を、目指していかなければならないというふうに思っているところでございます。

また、買入れ地だけでなく民有地も含めまして、どのような景観が歴史的風土にふさわしいのか、それぞれの場所に応じて考える必要があるのではないかとこのふうにも思っているところでございます。

さて、現在、奈良県におきましては、奈良県の県土を1つの庭に見立てた、奈良県植栽計画「なら四季彩の庭づくり」を策定いたしまして、四季を通じて彩り豊かな植栽景観を向上させるべく、庁内各部局が連携しながら取り組みを進めさせていただいているところでございます。

古都保存法による買入れ地におきましても、その土地にゆかりのある樹木などを植栽する事業にも取り組んでいるところでございます。

奈良県における古都保存関連事業といたしましては、買入れ、整備、管理といった多岐にわたって事業を展開しておりまして、その事業費も年間10億円を要するというような状況になってきております。買入れた土地も年々増加し、その管理におきましてもさまざまな課題が出てきており、現在、民間との協働をする、そういう取り組みも入れながら、常に工夫をして管理に当たっているというのが現状でございます。

後ほど発表の時間も頂戴しておりますので、そのあたりについては詳しく報告をさせていただきたいというふうに思っております。

最後になりますが、本日のこの小委員会が実り多い議論の場となることを期待を申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、せっかくの機会でございます。奈良の地元をPRしたいと思っておりますが、紅葉には少しもう遅いかというふうに思いますが、古都奈良の初冬の、要するに寒さも含めまして味わってお帰りいただければ幸いに存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

続きまして資料の確認でございますが、お手元に配布資料一覧という紙をお配りしております。そこがございますように資料1から資料4-2まで、それから参考資料1から参考資料7までお配りしております。このほか、小委員会後に行きます現地視察の資料の冊子と、奈良のパンフレットを2部お配りしております。ご確認いただきまして不足等ございましたら、後ほどでも結構ですでお申しつけいただければと思います。

それでは議事に進みたいと思っております。これからの議事進行は、委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】 改めまして、皆様こんにちは。遠方よりお越しいただいた方も朝早くから来ていただきまして、ありがとうございます。また、事務局、地元の方々、いろいろご準備、ありがとうございます。今日は、こんなすばらしい会議室をご提供いただきましてありがとうございます。

また、今日はそれぞれの都市から発表もいただくということで、前回、私も第1回を、本省で開催させていただきましたけれども、そのときに、現地でのさまざまな問題があると認識しました。先ほど中様からお話いただいた中では、まさに古都を守るという、守るという意味が、多分、昔は開発圧力から守ると。昨今ですと、やはり1つには風水害、去年の嵐山のこともございましたし、観光地の奈良や京都の問題でも、そういう風水害と本当に紙一重という事態もある。それから鳥獣問題もある。さらに人口減少、担い手の話、さまざまな問題が噴出してあります。

今回は古都保存のあり方ということで、奈良と京都の問題を議論させていただくんですけども、実際は、日本全国の問題だと思っておりますので、本日、皆様、委員の方々にさまざまなご意見をいただいて、集約させていただきたいと思っております。

それでは早速ですが、今日は2時半までに確実に議論をおさめないといけませんので、資料の説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】 国土交通省都市局公園緑地・景観課課長補佐でございます。資料2、3連続で説明させていただきます。座って失礼いたします。

資料2が1枚紙でございます。審議の進め方についてというふうになっております。先ほど、委員長からもおっしゃっていただいたとおり、8月7日に国土交通本省において1回目の会議をさせていただきました。

その次の黒四角で囲っておりますところが本日の会議予定でございます。11月27日、奈良市で行っております。

これから残り4回ほどで一度、取りまとめに向けて議論をしていきたいということで、3回目、4回目で古都保存、それから歴史まちづくり、おのおの1回ずつ議論をいただき、それから5回目、6回目は、取りまとめに向けた討議をいただくということを予定しております。

既に4回目、5回目について日程調整させていただいておりますので、4回目が3月から4月ごろ、5回目が5月ごろでございますけれども、日程調整の結果で若干変わることはあるかと思っておりますけれども、ご容赦いただければと思います。

続きまして、資料3でございます。資料3は、前回の、第20回の歴史的風土部会及び第1回古都保存のあり方検討小委員会でのご指摘の事項をまとめたもの等でございます。

大きく5点に分けさせていただいております。

(1)「自然的環境の変化について」ということで、諮問にもあるような内容でございますけれども、○の1つ目で、自然的環境の変化というのは、日本全国で苦しんでいるだろうということ。それから対処法の共有みたいなものは何かあるのかということ、ご意見としていただきました。2点目として、ナラ枯れ、マツ枯れ、そしてシカの食害ということについて触れていただいております。最後の2行にございますけれども、地域や産業の中で森林を利用するような仕組みというものの方が大事ではないかというご指摘がございました。3点目は、地球温暖化の影響というものを、どれぐらい心配するべきかと。心配する必要はないのではないかとというご意見もあったということでございます。それから4点目でございますけれども、日本全国と同じような被害について、個々に取り組むというよりも全体で考えていったほうが良いのではないかとございます。今日、細かいご説明差し控えますけれども、参考資料6で林野庁等、ほかの省庁でもこの森林に取り組んでいただいているという状況を、情報収集し始めておりますので、簡単な資料を参考資料6につけさせていただいております。

資料3に戻らせていただきまして、(2)「歴史的風土保存区域等のマネジメントについて」ということで、1つは、少子高齢化、それから人口減少等ございまして、古都保存についても、土地利用の規制、コントロールという時代から、マネジメントをどうやっていくかということ、それから、次世代にどう継承していくかということが課題。そういうものに対応していくことが必要ではないかという点。それから、古都保存法の趣旨に合った形での活用ということも、モデル的でも結構なので検討が可能かというようなご意見をいただきました。

それから、(3)「地域の特性に応じた維持管理について」ということで、古都、大きく分けて神奈川、鎌倉、逗子、それから滋賀の天津、そして京都、奈良とございますけれども、

1つ目の○でございますとおり、鎌倉では防災と景観、崖地も多数指定されていますので、そういうところの防災と景観の両立ということも図らねばならないというところがございます。最後の2行でございますけれども、ところどころに応じた維持管理のあり方というのを考えていく必要があるだろうというご意見がございました。2つ目でございますけれども、手をあまり加えないほうがいいところ、あるいは積極的に加えて持続的な資源利用を図っていくほうが目的に合っているというところもあるかもしれないというご意見もいただいております。

次のページをめくっていただきますと、(4)「関係機関であるとか関連施策との連携について」ということで4点ございます。1つは、古都保存法と歴史まちづくりの制度、2つを組み合わせ活用する等の問題はないか。これは、まさに今日、これからご発表いただく内容になってくるかと思えます。それから2点目ですけれども、明日香村や平城宮跡のように、行ってみると何もないというようなところがございますので、そういうところを将来的に文化としても継承していくということが問題になってくるのではないかとご意見がございました。それから3点目は、いろんな国、個人、あるいは地域とありますけれども、所有形態があるのではないかとご意見がございました。そして4点目として、できたところのまちの景観だけではなくて、その景観あるいは歴史的風土を支える人や物というものが、回るような形で支えられているか、関係省庁が連携しなきゃいけないのではないかとご指摘がございました。

(5)「歴史的風土保存区域の設定や保存計画について」ということで、古都保存法そのものは、国が中心としてゾーニング支援するというもので、面的な場所というものを確保はできてきたのではないかと、大きな役割を果たしたのではないかとご評価をいただきました。

2点目としまして、自然としての一体性や歴史、文化ということ踏まえると、この線引きが意味する部分というのをもう一度、再確認する必要があるのではないかとご指摘をいただきました。

それから3点目として、さまざまな要因をトータルで見ながら目標像をきちっと設定する必要があるのだろうと。そして、それをちゃんと支援できるようなお金、枠組みの支援が大事ではということいただいております。

(6)「現地の状況について」のご意見は、本日の会議、あるいは現地視察につながったところがございます。

資料3の最後のページでございますけれども、こういったご指摘であるとか、もともとの諮問文を四角囲みしておりますけれども、これらを踏まえて、議論いただく際の論点例でございます。もちろんこれにこだわらずということでございますけれども、このペーパーの下半分で簡単にまとめさせていただきます。

諮問や第1回の小委員会の議論等を踏まえて、今後の古都保存のあり方を中心に、例えば以下のような点でご検討いただければと考えております。

2点用意しておりますけれども、1つは、自然的環境の変化、あるいは担い手確保という課題を踏まえて、古都保存の対象であります歴史的風土を適切にマネジメントしていくには、どういうやり方、手法が有効か。財源確保の問題、あるいは担い手確保ということで、地域の住民の方々、NPO、CSR活動との連携というようなこと。

2点目としまして、古都において歴史的風土をより一層適切に保存するためには、歴史的風土保存計画の内容について、各都市の状況に合わせて、どういうふうに充実させていくべ

きかというところを、維持管理方針でありますとか、目標植生でありますとか、景観保全の観点などがあるのかなと考えております。

最後に、なお書きで書いていますけれども、もちろんそのときには歴史まちづくりや良好な景観形成、樹林地の保存といった他の政策課題への対応ということにも配慮していく必要があるとは考えているところでございます。

以上、駆け足になりましたけども、資料2、3を説明させていただきました。

【委員長】 はい、ありがとうございました。

ただいまのお話の中で、基本的には最後の話にありますように、マネジメント、人、もの、金、事業スキーム。そこにまた企業等、今日的な担い手をどう確保していくかという話。寄附とかもそうですけれども、それと計画論の話と。それからそれを制度として今あるこの古都の制度の中で、どういうふうに今後、変えていくべきなのか。あるいは、そういう必要性があるのかというあたりを含めて、ご議論いただければと思っております。

まず、今日は、この後すぐに地方自治体の方々に状況についてご発表いただきますので、まずは今ご説明いただいた前回の議論と、それから本日の論点あたりについて、ご質問がございましたらお願いいたします。特にA委員とB委員、前回ご出席でないので、何かあれば、ぜひともよろしく願います。

【A委員】 大丈夫です。

【委員長】 どうぞ。

【B委員】 奈良に生まれ暮らし、奈良で映画を撮り続け現在にいたります。そんな時間の中でもいろいろ変化はありました。

前回出席できなかったので、今、資料でのみ理解していますけれども。実際、古都保存を継続してゆくには、先ほど中部長が言われたように、この経済優先の社会の中で、そうも言っちはられないというような部分もあると思います。

実際、自分は映画をつくって、日本だけじゃなくて世界の都市に行ったりすると、歴史的な景観の保存の背景には、形だけきれいになっていけばいいというだけじゃなくて、やっぱりそこには人の営みとちゃんと連動させているような形を残しているところが、実際すごく美しい景観をここまで保存しているというような感じはします。

法律などでしっかりそこは守られているのでしょう。また、そこに生きている人たちがその場所に誇りを持って、ちゃんとそれを自分の生活、ライフスタイルの中で自分たちの手も加えながら保存しているというのかなと思います。

そんな、こう実際に感じるエピソードの1つでは、映画祭にかかわっている、例えばその地域の若いボランティアの子に、何でこれにかかわっているのみたいなことを聞くと、映画が好きだからとかじゃなくて、その答えが、私はこの町が好きだからと言うんですね。そういう言葉というのは、多分、お父さんお母さんもその町が好きでそこに住んでいて、その子もその町が好きでそこに住んでいて、そこでやっている祭りごとだから参加しているというような感じの中で生まれるのでしょうか。

奈良は今、紅葉がすごく美しいです。でも、私、前からどこに言えばいいんだろうと思いながら過ごしていて、やすらぎの道という目抜き通りにイチョウの木が植えられているんですけど、紅葉を待つ前にその葉が全部伐採されるんですね。自分は11歳の息子がいるので、もうちょっと置いといてくれたらきれいな黄色なのになと言いながら何故だろうと思ってい

ました。ある日、何でと聞いたら、実はその木を植えている周りの方々が、落ち葉が嫌でギンナンとかも臭いし、そんなのができる前に早く切ってくれと言っているという話なんですね。

でも、例えば、そこに、会社を引退されたおじちゃんとか、子育てを終えたおばちゃんとか、休みの日にお掃除チームをつくって、自分の家の前をやりたくない、行政が勝手に植えた木やから紅葉の前に葉を切ってくれと言うんじゃなくて、みんなで掃除をして、その人たちを表彰してあげるとか。何かそういうふうにすると、この目抜き通りがきれいなイチョウの木で黄色に染まるころを、みんなが楽しむみたいなことができるのになというふうに思っています。

そういうことをやっている世界の場所には、アーティスト・芸術家が、専門委員の中に入っているんですね。それが日本の場合は少ないと思います。でも、今回の委員の皆様は女性のほうが多いんですね。これはすごいことだなというふうに感じました。

【委員長】 はい、ありがとうございます。本当に素晴らしいお話でした。昨日、実は国道1号という三島から沼津の方に行くところにおりまして、最初は松林がきれいなんですけど、その後、三島のあたりに入ると緑がきれいなんですけど、今度、沼津に入るとほとんど全く木がなくて。おっしゃるような棒状に全部切られたものがあって、本当に紅葉を楽しむという感覚がないので、きれいな時期を見てもらえないからこそ、余計に街路樹というのは害のように言われてしまうというのではないかと。でも、そこにやはりアーティストの方だとかが、感性的にきちっと捉えて、それが美しいんだということを、説明していただくことが必要なのかなというのは本当に感じました。ありがとうございます。

ほかの方からご質問がないようでしたら、早速に奈良県さんと奈良市さんの発表をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【奈良県】 現地からの報告ということで、私とそれから奈良市さんのリレー方式で報告させていただきます。

お手元にお配りしました資料4-1でご説明申し上げます。失礼ですが座らせていただきます。

それでは、お手元の資料2ページ目をお願いいたします。これは、奈良県における歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定状況を一覧表にしておりますけれども、指定年度は昭和42年の奈良市春日山を初めに、現在に至るまで表に示しております。で、指定地区は6市町村にまたがり、特別保存地区は約5000ヘクタール近くとなっております。

それでは次に、3ページ、4ページをごらんください。これは、それぞれの代表的な地区の景観の風景でございます。その中で特に3ページですが、奈良市内のものでございまして、ちなみにこの右上の写真でございますが、これは春日山、春日野園地の写真で、写真中央に見える、このちょっと見にくいんですけども、白いもの、建物の屋根ですね。それは、本日の、この皆さんのおられる会場になっている春日野国際フォーラムの建物でございます。

次に5ページをごらんください。古都保存法の指定により、大きく2つの成果があったと考えております。

まず1つ目は、市街化の抑制でございます。航空写真なんですけれども、これは平成25年9月に撮影されたものですが、ごらんいただきますように、指定区域の境界線で市街地がとまり、区域内では緑地がよく保存されていることが確認いただけるのかなと思います。ち

よっと写真が悪いので、深緑というか暗くなっているので申し訳ないんですけども、その部分が保存地域でございます。

2つ目の成果としましては、世界遺産「古都奈良の文化財」ですね。指定年度は平成10年なんですけれども、東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡の8つの文化財群より成っております、古都法指定区域とも重なり、歴史的景観がよく保存されていることが、世界遺産登録の際にも大きく評価されました。

次には6ページをお願いいたします。これは歴史的風土を守るために法規制があるわけなんですけれども、とりわけ特別保存地区は、その土地利用の制限が厳しいため、土地所有者の申し出があった場合、買入れにより歴史的風土を守ってきております。

その買入れの流れを、次の7ページに記載しております。流れとしましては、まずは事前協議で土地利用計画をお聞きして、現状維持や基準内での行為ができるかできないか、他法令で許可できるものであるかないかを確認します。その後、土地所有者は、所管の市町村に行方申請をし、そこで不許可となれば買入れ申し出をするという手順となります。

県は、買入れ要求を満たしているものは申し出順で買入れ、不動産鑑定士が価格鑑定したものを、その妥当性を判断するために、さらに別の5人の不動産鑑定士から構成される価格判定委員会を設け、そこで諮った上で買入れ価格を決定しております。

なお、古都保存法に基づく不許可となった行為計画は、このページの中でブルーで表示されますように、資材置き場や青空駐車場、肥料溜め敷地の造成などが主な理由でございます。

買入れ申し出は継続して出てきておまして、毎年、約10ヘクタール程度の土地を買入れております。そのため、買入れた土地も増大の一途をたどっております。

ところで近年の傾向としまして、先ほどの中部長から説明がございましたように、特に農地なんですけれども、やはり高齢化や担い手不足、行為計画云々の以前に、やはり管理できないから買入れをしてほしいと。それにはどのような手続が必要かといった問い合わせが非常に多く県にも来てございます。これは、別に、特に奈良県に限ったことではないと、いろいろ他府県からの情報でも伺っております、非常に悩ましい課題であるところでございます。

次に、8ページ及び9ページをお願いいたします。これは、年度別及び地目別の買入れ状況を示しておりますが、平成26年度末現在で、合計約433ヘクタールを県は買入れております。地目での実績では山林が約3分の2を占めておりますが、それは買入れ当初の話でございまして、先ほど申しましたように近年の買入れは農地がほとんどとなっております。

次に10ページをお願いいたします。ここからは、県が買入れた土地をどのように管理していくのかということをご説明させていただきます。

パターンとしましては、県が直接管理しているものと、民間と協働して行うものがあり、民間と協働をしている管理の面積は、全体の約17%程度を占めております。それぞれにつきましては、後ほど詳しくご説明いたしますけれども、買入れた土地を管理するに当たっては、古都保存法第12条では、法の趣旨にかなった管理をすることと定められておりますが、土地によっては、買入れたときに耕作放棄地で、既に風致景観を損ねているものもございまして、県としましては、例えば稲穂景観がふさわしいというようなものもございますけれども、県が直接管理となりますと、そのような景観をつくることは非常に困難なので、なるべく民間の力をお借りして協働管理地をふやすよう努めているところでございます。

次に、11ページをごらんください。県が直接管理しているケースの内容なんですけれども、草刈りや、公道、民家に隣接している危険木の伐採、樹木の剪定、ナラ枯れ対策等を実施しております。ここで維持管理に要する費用は、買入れ地の面積に、やはり増大に伴いまして必然的に増加していくので、それが大きな悩みとなっております。また、補助金をいただいて行っている施設整備につきましては、毎年、危険防止や管理上必要な施設について整備を行っております。

なお、これも先ほど中部長から説明がございましたが、奈良県独自の取り組みなんですけれども、県では重要政策課題の1つとして、市町村や地域を巻き込んで、奈良県植栽計画「なら四季彩の庭づくり」を平成24年度から取り組み始めております。これは、奈良県全体を1つの庭と見立てて、訪れる人が見て、立ち入って、楽しむということができるよう、県内の名所などをおのおの小さな庭と見立て、これを私どもはエリアと呼んでおりますが、そのエリアの集合体が1つの大きな庭となるような構想で、植栽計画に取り組んでおります。現在、51のエリアを定めております。

皆様のお手元にお配りしました植栽ジャーナルなんですけれども、私どもが発行しております、それは、県民の意識を向上させ、奈良県植栽計画をより一層推進させるため、発行発刊したものでございます。この中にも、本日の視察コースである奈良・人と自然の会の活動場所も掲載されております。

次、お手元の12ページなんですけれども、お願いします。これは1つの植栽計画の事例でございます、奈良県植栽計画のエリアとして位置づけております。関連している事例としては、このエリア名は具体的に佐保路という名称で管理しております。コンセプトとしましては、「歴史を感じる佐保路の魅力向上」ということで、内容としては視点場の整備や、適正な植栽の維持管理を実施しているところでございます。

次に、13ページをお願いいたします。民間との協働による管理なんですけれども、具体的には、個人や団体に水田耕作や畑作、果樹園の管理、草花の栽培、里山整備、竹林整備の目的で使用を許可しているものでございます。県としては、できるだけ管理地を利用させていただくよう、買入れたら耕作可能な土地はなるべく早く管理者を見つけるよう看板を立てたり、長期に耕作放棄していたところは、一旦耕してから皆さんお借りしやすいようにするなどの工夫をしておるところでございます。

次に、14ページをごらんください。もう一つの民間との協働の形として、ボランティアを公募する形での方法がございます。これは、竹林整備のボランティアなんですけれども、このボランティア公募のきっかけ、狙いなんですけれども、きっかけは県が仕掛けるけれども、後々は公募対象の竹林とかを参加者たちに自主的に管理していただけないかなということで、実施しているものでございます。

狙いは結構うまく当てはまっておりまして、最初の年に、もともとグループで参加していた27人が、行政の手を借りず、県の買入れ地を管理していただいているという事例がございます。また別に、今、公募で集まった人が6人なんですけれども、共同作業の中で親しくなり、独立を検討しているというのも聞いております。

県の負担は、最初はいわゆる手間というのは結構かかるんですけれども、一たび軌道に乗りましたら、費用はボランティア保険と連絡通信費だけですので、至って少額ですので、この制度をこれからもっと推し進めていきたいと考えております。

次に、15ページをお願いします。ナラ枯れの話なんですけれども、奈良県では平成22年に春日山特別保存地区で確認されております。この現場につきましては、現地視察でもご案内する予定でございます。

ここでちょっと、ナラ枯れの被害のメカニズムについて簡単にご説明を申しますと、カシノナガクイムシという小さな甲虫が、コナラなどの木の幹に穴をあけて侵入いたします。この虫の体に付着しているナラ菌という菌により、木が枯死するものでございます。非常に多くの虫が集中して加害、繁殖し、翌年の初夏に飛び出て、被害を拡散していくというメカニズムでございます。

もともと日本に古来から生息している虫なんですけれども、それが媒体なんです、被害は昔からあったと思うのですが、近年、特に被害が顕著になっております。

なお、被害を受けた木というのは、木くずが木の根元にたくさん落ちていることで、容易に確認することができます。

ということで、いわゆるナラ枯れ対策としましては、木の幹にビニールを巻いて虫が飛び出さないように中で封じこめるという方法と、あと枯れてしまった木は切り倒して薬剤、薫蒸剤で薫蒸し、中の虫を殺すというような対策を行ってきております。

ところが、そうは申しましても、やはり被害は減るどころか、よりいっそう拡大しております、今年には県北部の市街地でも発生するようになりました。そこでも残念なんですけれども、現状としましては、被害の拡大防止というよりも、やはり管理という話で、道路際とか住宅の近くのいわゆる枯れた木が倒れたりして、人命や財産に影響を及ぼさないようにという観点から、そういったものを優先的に伐採しているというのが現状でございます。

そこで、歴史的風土の保存としての課題なんですけれども、これはちょっと奈良県特有の話なんですけれども、春日山地区では、天然記念物のニホンジカが多く生息しておりますので、それが樹木の下を植物を食べ尽くしているというのが現状でございます。そのため、枯れた後に普通、本来なら育つ木が育たなくて、もともと奈良には生息していなかった外来種でナンキンハゼ、これは鹿が食べないものですから、そういった鹿が食さない樹種に偏ってしまって、もともとの奈良のいわゆる歴史的風土がちょっと変わるのかなということは懸念されております。

次に、16ページをお願いします。その他の維持管理を載せておりまして、施設所有者の管理者責任という形で賠償保険の加入や、それから危険箇所の確認のためのパトロールを現在行っているところでございます。

簡単ですけども、これで県の報告を終わらせていただきまして、奈良市さんに引き継がせていただきます。

【委員長】 ありがとうございます。では、引き続き奈良市さん、お願いいたします。

【奈良市】 引き続きまして、奈良市より本年2月に認定を受けました奈良市歴史的風致維持向上計画を主題といたしまして発表させていただきます。

17ページからです。まず、奈良市の市勢からご説明させていただきます。奈良市は、左の図のように、奈良県の北部に位置しております。市制施行は、明治31年2月1日。当時の人口は、2万9986人。市域は、約23.44平方キロメートルから出発しました。右の図にありますように合併を行い、現在は人口36万2360人、市域は、276.94平方キロメートルになっております。

次、18ページでは、奈良市の歴史についてです。この左の図は、奈良時代に都があった平城京条坊復元図です。平城京は奈良盆地の北端につくられ、中国の陰陽五行の思想に基づいて、北、東、西の3方が山に囲まれ、南が開かれた地形の中につくられました。

奈良時代の人口は約600万人と推測されておりますが、そのうち平城京には最盛時で20万人前後の人々が住んでいたと言われております。

平城京は東に張り出した形をしており、左の図の赤丸の部分を外京と呼んでおります。現在の近鉄奈良駅があるあたりになります。都が京都に移ると、平城京は田畑となりましたが、この外京では興福寺や元興寺が残りました。

中世には人家がふえ、商工業が発達し、やがて住民は社寺の支配を離れて町衆として自立し、自治組織を形成しました。

近世には、幕府直轄の町として奉行所が置かれ、奈良町と呼ばれ、近世都市として発展していくこととなります。この右の図は、江戸中期の奈良町絵図です。左の図の外京のあたりを示しております。

近代以降も市街地の変化は緩やかで、現代も近世以来の町割が継承され、町ごとの自治の仕組みが受け継がれており、今回の奈良市歴史的風致維持向上計画の重点区域に当たる場所としております。

19ページでは、奈良市歴史的風致維持向上計画の内容をご説明させていただきます。

現在、奈良市においても、歴史的建造物や町並み、そこで暮らす人々の生活の中での祭りや伝統的産業などが失われようとしております。

そこで、町並みや伝統産業などの保存育成や、地域の活性化、奈良の魅力の向上に向け、歴史と文化を生かしたまちづくりのマスタープランとして、奈良市歴史的風致維持向上計画を策定いたしました。

奈良市の歴史的風致の特色は、平城京を基盤としながら、宗教都市、商工業都市、観光都市として展開してきた重層性と、古都としての中心性と市内各地の多様な特徴を反映した地域性がつくる2面性をあわせ持っていることです。

また、右の図で示すように、奈良市では地形や植生などの自然的環境と、古くから蓄積されてきた歴史的文化的資産が一体となった歴史的風土が形成されるとともに、それらの歴史的文化的資産と、伝統的な祭りや伝統産業などの人々の生活活動が一体となって歴史的風致が形成され、この歴史的風致は歴史的風土を舞台として繰り広げられることで、歴史的風土の本質的価値を支えるとともに、相互に関係し合うことにより古都としての風格と魅力をつくり出しているところです。

20ページでは、奈良市の歴史的風致を紹介いたします。この図の青色の丸印は、古都奈良を代表する祭礼行事である春日大社の春日若宮おん祭、興福寺、春日大社の薪御能、東大寺二月堂の修二会などを示しております。青色の三角印は、各地域の祭礼行事を示しております。例えば、ユネスコの無形文化遺産に指定されている八柱神宮の題目立のような行事や、春日講などの民間信仰であり現在に受け継がれているものです。

このような祭礼行事は、市域全域に散らばっています。重点区域につきましては、このオレンジ色で囲われている区域ですが、多様な歴史的風致の重なりを見せる区域を対象としており、先ほど見ていただいた奈良町絵図の区域を指定しました。名称は、奈良町及び奈良公園地区。面積は、約1250ヘクタールになります。

次の21ページでは、重点区域における古都保存行政等との連携について見てまいります。春日山歴史的風土特別保存地区、平城宮跡歴史的風土特別保存地区、聖武天皇陵歴史的風土特別保存地区の中に、奈良町及び奈良公園地区重点区域が含まれています。これらの歴史的風土特別保存地区では、すぐれた歴史的風土を保存するため、通常の維持管理行為以外の現状変更行為を厳しく規制しており、行為を行う際は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。

近年、春日山原始林を初めとした東部に広がる山林ではナラ枯れが進行し、奈良町及び奈良公園の歴史的風致の背景となる豊かな自然環境の変容が課題となってきています。その対策に向けて、県の後援事業だけでなく古都保存行政としても、国、県、市、さらに地域住民などの多様な主体が連携しながら、保存に向けた積極的な取り組みを推進しています。

また、区域東部の市街化調整区域の大部分は都市計画公園に指定し、豊かな自然や歴史文化の保存と活用を図っています。今後も歴史的風致の維持及び向上との連携調整を図りながら、都市計画公園としてのより一層の活用を目指した取り組みを推進していきます。

なお、市街化調整区域の都市計画公園以外の区域は、社寺の境内地としての史跡指定や名勝奈良公園の指定など、文化財保護法により保護が図られております。

次、22ページでは、重点区域の西部に当たる奈良町地区の景観の形成に関する施策と連携についてお話をします。赤枠内は、重点区域です。オレンジ色で塗られた範囲は、奈良町絵図の範囲を落としたものです。奈良町は、現在も都市的な機能の集積した、にぎわいのある都市空間の形成が図られています。本重点区域を中心に、都市計画法や建築基準法、景観法や屋外広告物法などのさまざまな制度の活用や、奈良市眺望景観保全活用計画などの計画を策定、運用を通じて、歴史的な建造物の周辺の景観や、伝統的な活動の舞台背景となる景観の形成に努めています。

このページの右の写真は、現在の奈良町の歴史的な町並みを象徴するスポットであり、奈良町には数多くの町家が残し、伝統的な町並みを現在に伝えております。奈良町の各町には会所があり、かつては、そこで寄り合いにより町のおきてが定められていました。現在は、地域コミュニティを特徴づけるものとして行事が行われています。

また、奈良市においては、市街地の景観保全に重要な高度地区を定めており、都市の景観規制は東大寺大仏殿、興福寺五重塔に対する薬師寺西方の大池の岸辺からの通視線の確保を基準としており、この左下の写真は、皆さん御存じになられた方もいるかも知れませんが、大池からの写真で、薬師寺の塔の間に見えるのが東大寺大仏殿で、この景観を奈良市は守り続けております。その右の写真は、平城京の大極殿と奈良町を一望したものであります。

次、23ページからは、重点区域での事業の取り組みについて見ていただきます。歴史的な町並み、町家を保存するため、昭和63年から奈良町の中心に位置する元興寺周辺から始まり、後に奈良町都市景観形成地区として指定した地区内の伝統的建造物の外観修理に対して、補助金を交付しております。今年度からは、そのエリアを奈良町及び奈良公園重点区域の範囲に拡大いたしました。歴史的資産である町家の保存を、より積極的に進めていくものです。ここでの写真は、全面復元修理により町家がよみがえった修理事例と、駐車場に塀を復元することにより町並みの連続性が生まれた改修例です。

また、町家が壊されるのを防ぐため、奈良町において町家の流通促進を行うため、「ならまち町家バンク」を設定しております。この左下の絵にありますように、貸主と借主の方にバ

ンクへ登録していただき、その方々に説明会や登録物件の測量、町家の改修、活用事例の紹介を行い、仲介などを行っております。町家バンクを活用することで空き家が減少し、町家の保存と活用が推進されることに期待しているところです。

24ページにありますこの町家は、保存活用を行った事例です。平成24年に奈良町のメイン通りにある、当時ミニ開発されようとしていた町家を市で購入し、修理改修を行いました。奈良町にぎわいの家活用保存事業です。この建物は、旧暦できめ細かく季節を読み取るために使われていた二十四節気をテーマにしております。行事や室礼による季節を感じる町家です。

この円になっているそれぞれの絵につきましては、移ろう季節のイメージを二十四節気に合わせ、わかりやすくオリジナルの図案化したもので、四季のシンボルマークとしてお楽しみいただいております。

建物の中ではさまざまな活動が行われており、この写真はその様子の一部です。体験茶会、和のコンサート、町家の暮らしを学ぶとして、かまどを復元して御飯炊きの体験などを行っております。本日、この後、視察していただく建物でございます。

次、25ページで示しているのが、奈良大茶会珠光茶会開催事業であります。茶道の源流とも言える奈良の地で、わび茶を創始した奈良出身の村田珠光にちなみ、奈良大茶会珠光茶会を開催しております。お茶に関するシンポジウムなども行っております。市内の世界遺産を含む社寺や庭園、歴史的な町並みが残る奈良町の茶室を舞台に、市民や観光客などの多くの人々が、奈良における茶の文化を学び体験することにより、世界に誇る奈良の歴史的な建造物群を身近に感じることができるとともに、奈良における茶の文化のより一層の振興につながっております。

最後になりますが、なら国際映画祭です。社寺、神社仏閣とのコラボレーションなどにより、映画を通じて奈良の魅力を国内外に発信するとともに、人々の人材の育成や交流を促すことで、奈良の文化振興、観光振興が図られる事業です。また、ならシネマテークは、地域住民との協働のもとに開催し、文化都市奈良を発信するとともに、開催後に映画関係者や芸術家たちが奈良町で創作活動をするようなまちづくりにつながっております。

以上のように、伝統行事、芸能のソフト事業をこの計画に位置づけ、人の継承育成を図っております。

以上をもちまして、これで終了させていただきます。

【委員長】 はい、ありがとうございました。

奈良県さんと奈良市さんのご発表、ご質問はあるかと思いますが、次に京都市さん、続けて事例発表を終えてから、一緒に質疑の時間をとりたいと思いますので、引き続き京都市さん、よろしくお願いいたします。

【京都市】 それでは、続きまして京都市でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

京都市は、「古都保存および歴史まちづくりに関する京都市の取組」ということで、こちら側の大きな文字が表紙になっている資料をごらんいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

資料を1枚めくっていただきまして、世界遺産「古都京都の文化財」というページとなっております。これは1994年、平成6年に京都市内及び近隣市、具体的には大津市、それから宇治市なんですけれども、そこに存じます17寺社仏閣を構成要素として、古都京都の

文化財、これが世界文化遺産に登録されております。

京都市内にはこの17寺社仏閣のうち、ここの写真に載せております14カ所が存在しております。その他にも京都市内、大徳寺、南禅寺とか、修学院離宮、春日離宮などの世界遺産に匹敵するような文化財が多々あるのですが、実はこの図を見ていただいてもわかりますように、そのうちの結構多くが山すそに歴史的建造物が存在しております。先ほど冒頭のご挨拶の中で、奈良県の中部長様からもございましたけれども、やっぱり古都法による歴史的風土の保存、これが歴史的建造物だけでなく、その背景にあります山々、山林の保全と相まって、このことが古都京都の文化財、世界遺産の登録にもつながったと、大きく寄与したと、このことは間違いないというふうに考えておるところでございます。

続きまして、3ページをごらんください。京都市の景観保全の区域図を示しております。ピンク色で示したところ、歴史的風土保存区域は14区域で、約8513ヘクタールございます。その中でも特に重要な地域ということで、図では紫色で示しておりますけれども、市街地に接する山すそ部を中心に、歴史的風土特別保存地区に指定しております。これが市街地から見たときの山の風景、風情の保全に大きく寄与しているというふうに考えております。

ちなみに、京都市の面積、市域が約8万2790ヘクタールということでございますので、そのうち約3.5%を景観上の枢要な地域に指定しているということでございます。

それから、この資料の表紙に大文字を使っておりますけれども、夏の風物詩であります五山送り火のうち、表紙にある大文字のほか、鳥居、妙法、舟形、左大文字、この五山全てが歴史的風土特別保存地区に含まれているという状況でございます。

次に、4ページをお開きください。改めまして写真を見ていただきながら京都の町の特徴についてでございますけれども、京都は北山、東山、西山の三山、要するに町の3方を山に囲まれた盆地地形となっております。写真のとおり、市街地から望むこの三山の森林景観は、まさに京都の景観を特徴づけるというものになっておりまして、先ほども申し上げましたけれども、山麓に存する寺社仏閣の背景、借景として古都京都の景観の重要な要素となっているところでございます。

次に、5ページをごらんください。これは清水寺と背景の山林になっているのですが、古都保存の成果といたしましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、山すそにある歴史的建造物、その背景にある山々も一体的に保存することができたということが挙げられようというふうに思います。

次の6ページから10ページまでは、今、申し上げました京都市における古都保存の成果を写真にて示しております。

6ページは、清水寺周辺ですね。産寧坂とか有名な観光地も写っておりますけれども、清水寺周辺を航空写真で見たものでございます。

また、7ページは、清水寺付近と、その背景の山々を示したものでございます。これを見ていただいても、歴史的建造物と背景の山々が相まって、独特の歴史的風情を出しているというものが、わかっていただけではないかなというふうに考えるところでございます。

次の8ページですけれども、ちょっと少し趣を変えまして、観光地、また市民の散策地として人気のある嵯峨野地区を航空写真で写したものであります。右下に、鯉揚げとか、それから時代劇のロケなんかでも有名な広沢池という池が写っているんですけども。

実は、私、この4月に現在の風致保全課長というポジションにつくまで、京都市の市街地

の中で、何でこの嵯峨野地区だけがこういう田園風景が保たれているのかなというのを、非常に不思議に思っておりました。それが今のポジションにつきまして、あ、なるほど、古都法によって必要なところを買い上げて、それをまた市民との協働によって保全されることによって、こういうふうに保たれてきたんやなということで納得したところでございます。

まさに、ここなどは京都の市街地における古都法の成果の例ではないかなというふうに思うところでございます。

次の9ページは、有名な渡月橋、嵐山の写真ですけれども、建物と山々が調和して保全されているという例でございます。

次の10ページも、特別保存地区への指定により、天龍寺とその背景にある山々が保全されていることを示す写真でございます。

次に11ページをごらんください。京都の歴史的景観は、これまでは述べましたように、市街地を取り巻く三山の山並みが重要な役割を果たしてきております。このことから、三山の森林景観を保全することに大きな力を注いできたところでございます。

しかしながら、奈良県さん、奈良市さんのご報告からもありましたように、行政のみで例えば買入れた土地の維持管理、それから森林の維持管理をしていくには、人的面、財政面ともに限界がございます。特に、これまでふえ続けてきた買入れ地の維持管理には非常に苦労しているところでございまして、はっきり言って市費だけでは必要最小限の維持管理しかできないという状況がございます。結構、担当の職員は、京都市の土地から何か枝が折れてうちに倒れているけど何やっとなねんとか、市内のあちこちからかかってくるそういう苦情の電話の対応に走り回っているというような状況もございます。

そこで市民との協働といいますか、行政だけでなく市民と協働して京都の森林保全に取り組んでいくことを目的といたしまして、京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン、こういうものを23年5月に策定しております。以後、右側の11ページですけれども、表の中にご覧いただけますように、西山の小倉山、それから東山エリアでの鹿ヶ谷、北山の上賀茂、それから北山の宝が池といったように、徐々にエリアを広げながらNPOとか住民団体、地元団体を巻き込んでの森林保全に取り組んでいるところです。

12ページには、実際の取り組みの様子を掲載しているところでございます。

①につきましては、これは清水地区での活動の様子なんですけれども、造園職人さんの指導のもとで、清水寺を初めとする地元寺院、商店街振興組合などから市民に参加していただいて、除伐等を行っているところでございます。

②の写真は、小倉山での活動の様子で、これはガイドラインに基づいて最初にやった事業でもあるんですけれども、地元自治会とか商店街とか、それから寺院なんかも巻き込んで植樹を行っているところでございます。

③につきましては、金閣寺地区で、金閣寺の近くに立命館大学という割と大きい大学があるんですけれども、そちらの学生約30名が、ボランティアで森林保全活動に取り組んでいるところでございます。

以上のような取り組みによって、何とか森林の維持管理に取り組んでいるというような状況でございます。

ここまでの、古都法による成果と現状の取り組み状況というところでございます。

続きまして、13ページですね。京都市歴史的風致維持向上計画に入らせていただきます。

京都市では、平成21年11月に歴史的風致維持向上計画の認定を受けまして、以降、毎年、事業実施に伴う変更などを実施しております。事業計画は、平成21年度から32年度の12年間としておりまして、主な事業といたしましては、歴史的資産周辺の道路における無電柱化や舗装の美装化、それから観光地における案内標識の整備、それからもう一つ、建物の修理・修景に補助を行う歴史的町並みの再生などを位置づけているところでございます。

京都市の歴史的風致として、1つは豊かな自然、悠久の歴史と文化が織りなす都市空間及び歴史的遺産群、伝統を受け継ぎ革新を求める人々が営む暮らしの文化や行事、芸術が一体となって形成されている都市、この上の図に示している6つのテーマが設定されているところでございます。

6つのテーマですけれども、順番に緑の帯のところですけども、「祈りと信仰のまち 京都」、次に「暮らしに息づくハレとケのまち京都」、「ものづくり・商い・もてなしのまち 京都」、「文化・芸術のまち 京都」、次、ピンク色のところですけども、「京郊の歴史的風致」、それから赤いところですが、「伝統と進取の気風の地」というふうに掲げさせていただいております。

次に、15ページでございます。歴史まちづくりの成果ということで、代表的な成果を紹介いたします。菅原道真を祭っております学問の神様で有名な北野天満宮というのがあるんですけども、その東側、京都の花街の1つでございます上七軒というところを挙げさせていただいております。ここでは、無電柱化と道路美装化に取り組むとともに、平成21年度には歴史的風致形成建造物である上七軒歌舞練場の大屋根や外壁の修理に補助金を交付しております。また、上京北野界わい景観整備地区内の町家の外観の修景などにも、補助金を交付しているところでございます。

次に、16ページでございます。歴史まちづくりでは、市内に点在する歴史的な建造物を保全・再生し、次世代へ継承していくために、歴史的風致形成建造物に指定し、外観の修理修景に助成金を交付しているところでございます。また、保全・再生した歴史的建造物を活用し、市民や観光客が和の文化を気軽に鑑賞し、身近に触れ、体験できる事業を展開しております。

次、17ページをごらんください。歴史的景観の保全に関する検証でございます。近年、これはマスコミでも大きく取り上げられたので御存じの方もおられるかもしれませんが、京都御苑に隣接して梨木神社という神社がございますけれども、そちらの境内にマンション計画が浮上いたしました。もう既に建っているんですけども、このことに代表されるように、市内の景観上、重要な寺社、その周辺で景観に影響を与えかねない事例が発生しております。

こうした事態を踏まえまして、昨年度平成26年度から、歴史的景観の保全に関する検証を実施しております。昨年度平成26年度は、市内14カ所の世界遺産を初め、大規模な社寺等とその周辺61エリアの景観に関する詳細調査を実施しております。また、寺社や近代建築958カ所を調査して、景観重要建造物への指定候補リストも作成しております。さらに、有識者による検討会を開催し、現状と課題、対応策についての検討を行っております。

この検証事業でございますけれども、今年度27年度は、寺社等の積極的な景観重要建造物指定に向けて、所有者には呼びかけ等を実施しております。

18ページになっております。これまで、町家等を中心に指定を進めてきたところですが、対象を寺社や近代建築に拡大しており、昨年度は上御霊神社を初めとする3件の神社、1件の近代建築物も指定しているところでございます。より詳細な調査を実施して、引き続き有識者による検討会を開催し、制度の具体化に向けた検証を今後進めていく予定としておるところでございます。

以上、本市におきましては、古都法と歴史まちづくり法、それぞれ目的があるわけですが、これを両輪として、これまで運用の中で、市街地から山すその歴史的建造物までの景観保全に大きな成果を上げてきたというふうに考えております。今後とも課題はありますけれども、これまでの枠組みを維持、充実して、古都京都の魅力をさらに磨いてまいりたいというふうに考えているところでございます。報告は以上でございます。

【委員長】 はい、ありがとうございました。

それでは、早速に議事に入りたいと思います。皆様、今から終了時間までに40分強ぐらいの議論の時間なんですけれども、委員の皆様、私も含めて7人おられますので、質疑だけではなくご意見も含めて5分くらいをお願いします。それでは、いかがでございますでしょうか。

【A委員】 はい。

【委員長】 では、A委員、お願いいたします。

【A委員】 はい。大変わかりやすく、そして有意義な資料をありがとうございました。奈良県さん、そして奈良市、京都市さんにお礼を申し上げたいと思います。

それぞれに質問があるんですけど、よろしいでしょうか。

【委員長】 はい。

【A委員】 はい。私、不動産学という学問を専攻して専門にしております。ちょっと変わった学問ですが、そこからちょっと聞かせていただきたいのですが、まず奈良県さん、7ページの資料になったかと思えます。土地を最終的に買入れていかなきゃいけないということが非常によくわかったんですけども、行為を申請して不許可になった場合は必ず買入れるのか、所有者によってはもう買入れなくていいよ、このまま使うよというようなケースがあるかとちょっと教えていただきたかったのですが。

もう一つ、価格なんですけれども、不動産鑑定士さん5名で鑑定ということなんですけど、細かいことですが、この5名の鑑定士はどういうふうに変換するのか。実は、価格は鑑定士さんによって違うと思いますから、独立性がどう担保されているのか、ちょっと気になったものです。そして、出された価格は、これはもう決定価格で、この価格が気に入らないからといって、また元に戻ることがないのか。つまり、買入れの仕組みについて、少しちょっと教えていただきたらなというふうに思いました。

そして、奈良市さんの大変興味深いお話の中で、やはり景観のいいものを有効に活用していくというのは非常に有意義なお話かと思ひまして。ちょっと気になったのが23ページの資料で、町家のバンクというのは他の市もいろいろご苦労されているところだと思いますが、ここでちょっと教えていただきたかったのは、こういったバンクに行政がかかわる場合に、この町家が何でもいいのか。既存不適格みたいなものは、どういうふうに取り扱われているのでしょうかということですね。民間でなかなかうまくいかないものを、故意的にこういうプラットフォームをつくるというのは大変有効だと思いますが、そういった物件の特性と、

それから実績がどのぐらいあるのでしょうかということ、ぜひ教えていただけたらと思います。

そして3つ目に、京都市さんの非常にまたわかりやすいご説明、ありがとうございます。とりわけちょっと関心があったのが12ページ。その前のページで民間、市民とうまく活動しながら管理していくというご説明をいただいたのですが、こういう取り組みをしていただけると行政コストはどのぐらい削減できるのか。あるいは行政コスト、減るものと増えるものもあると思うんですけど、そういった意味では費用対効果からして。もちろん市民そのものが手をかけることに意味があるというのは間違いないと思うんです。費用対的にはどんな効果があるのかというのを、ちょっと教えていただけたらと思います。以上です。

【委員長】 はい、ありがとうございます。それでは、奈良県さん、奈良市さん、京都市さんの順でお答えいただければと思います。

【奈良県】 それでは、まず1点目のご質問なんですけど、不許可の話ですね。奈良県では、古都保存法の許可権限というのは、県ではなくて市町村さんがお持ちになっております。市町村さんに、特別保存地区の中の所有者が行為の許可申請をして不許可となった場合に、個人の財産の経済活動が制限されるものですから、その場合に県による買入れ制度というがあるので、県に買ってくださいと。

【A委員】 このままにしておきますというのもあるんですかね。

【奈良県】 いや、それはないと思います。あと、2点目の話でございます。不動産鑑定の話でございますね。この5人の鑑定の話なんですけれども、やはり、これは価格の妥当性の判断をされるということなので、あくまでも、鑑定は1人の最初の鑑定士の方が鑑定されると。

【A委員】 なるほど。1人の鑑定士が、はい。

【奈良県】 はい。で、その5人の方が、客観性でこれだったらいいかどうかということを確認するという形です。事例として、価格が折り合わないから、じゃいいよというのは、先ほどの全体の話とも戻るんですけど、ございません。

【A委員】 ない。わかりました。価格が折り合うまでやるわけですね。そういうこと。

【奈良県】 というか、折り合ってしまうですね。

【A委員】 わかりました。ありがとうございます。

【京都市】 はい、京都市でございます。市民を巻き込んだ取り組みによって、どの程度、予算の削減効果があるのかというご質問かと思えますけれども、実は、この12ページに掲げておりますのは、割と大々的にやったというか、イベント的にやったものだけを取り上げさせていただいています。これ以外に、日々の維持管理ということで、例えば山すその部分の、広場みたいな部分を、近所の幼稚園が例えばここを草刈りとか幼稚園児にやらせるから、幼稚園で遊びに使わせてほしいとかいうようなところも何か所かございます。ただ、金銭に換算してみますと、この間ちょうど試算したところなんですけれども、それで削減できる維持管理費というのは、年間せいぜい100万円程度の部分かなというふうな試算が出ております。

ただ、先ほど申しあげましたガイドラインといいますのは、どこも事情は同じだと思うのですけれども、行政だけで買入れ地も含めました山林、森林を維持管理していくというのは、これはもう全然限界がございまして、全然追いついてないような状況でございます。ですので、このガイドラインを今後広く市民の間に浸透させることによって、市民を巻き込んだ森林保全の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、ま

だ取り組みは緒についたばかりということで、ご理解いただければなというふうに思います。

【A委員】 ご丁寧に、ありがとうございます。

【委員長】 はい、ありがとうございます。

【奈良市】 町家バンクですけども、この制度は平成23年から始めておりまして、実績については今、5件ほどマッチングをしております。活用希望の登録者は100名を超えておりますけども、実際、登録していただいている物件は、今まで累積で14件しかございません。どうして、そういうぐらゐの物件なんかと言いますと、程度のいい町家については、市場で勝手に流出がかかるのですが、使えないようなと言ったら失礼ですけども、流通に乗らないような物件が町家バンクに登録されるということで、そういう件数におさまっているというのが現状でございます。

既存不適格の扱いについては、基本的に用途を変える場合は、当然、建築確認が、用途変更が必要となってきますので、それはとっていただいておりますけども、あと住宅から住宅への用途変更は発生しませんので、リフォーム程度での修理については、そこまでは言っておりません。で、こういう形での新築もあるんですけども、それについても、準防火区域でするので、そういう準防火に適した建物を建てていただいて、その上から腰板に材木を張っていただいたり、面格子を入れたり、そういう形での対応という形のまちづくりをしております。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。非常に具体的な報告をありがとうございます。

よろしゅうございますか。それでは、ほかの委員の方々。

【C委員】 じゃ、いいですか。

【委員長】 はい、どうぞ。C委員。

【C委員】 はい。ありがとうございます。ちょっと私も最初、質問と意見というか、感想みたいな話なんですけども。

さっき、A委員が聞かれた買入れのところなんですけども、土地の買入れって、要は予算を用意されて、思った以上にたくさん来てしまったらどうするかというのと、余ってしまう、そういうことってあるのではないのかなと思ったんですけど。そのあたり、土地の買入れもそうでしょうし、あと個別の物件の改修とかいうことについても、行政側がもっとやったほうがいいのにと思うのに来ないとか、これだけしか予算がないのにたくさん来てしまったとか、そのあたりのところをどうされているのかというのと。

あと、こういう仕組みの中で、そうすると限界って出てくるような気がするんですよね。そここのところを、どのようにお考えなのかなというところを、ちょっとお伺いしたいと思いました。

特に京都市さんは、先ほど資料の17ページのところに、歴史的景観の保全に関する検証というのがありましたが、個別建物の周辺に景観を損ねてしまうような新規の開発とかが出てきたときに、それぞれ今ご検討というところがあったかと思いますが、たぶん何かスピードアップしていかないといけないようなことがあったり、今の仕組みの中だと、どうしても新規の開発を規制しづらいようなところがあるということも考えられますので、その辺の仕組みとして、この後、こういうものがあつたほうがいいのではないのかというようなことがあつたら、お伺いしたいと思います。

これは海外とかだと、よく私なんか友人の歴史的な町並みの景観保全とかやっているよう

なプランナーが日本に来ると、どうしても歴史的な景観の周辺にある高層建物とかが気になって、どうしてああいうものは日本では許可されるんだと、どうして建つんだと言われると、上に上がると下がよく見えていいと言うと、そういう考え方なんだと言って、物すごくびっくりされるんですね。で、観光とか世界の人達をたくさん呼ぶというような状況を考えると、もう少しやっぱり景観保全って考えていかなければいけなくて。多分、一生懸命やっっているのはわかるんですけども、その中で限界ってありますよね。で、国に対してもっととか、委員会の中で言いつらいことというの、もしもあつたらお伺いしたいなと思ったところですよ。以上です。

【委員長】 それでは、どうでしょうか。今の。

【奈良県】 まず、買入れの話なんですけれども、基本的に県、お役所ですので、予算主義ですので、予算というのを前年度に組み立てて、それで議会とかに承認していただいたものが初めて執行できるという形で。予算には限界がございます。

例えば買入れの申し込みが多いときは、当然、いわゆる名簿登載という形で順番待ちをしていただく。それを納得の上で名簿登載という話になっておりますので、基本的には、いわゆる単年度予算の、お役所の話なんですけど、予算のいわゆる決算上、過不足はございません。イコールゼロという話ですね。ただ、順番待ちはふえていきますよ。だから、国交省さんには申し訳ないんですけど、私ら、県は財源弱いもんですから、当然、国交省さんの補助金頼りなので、そこが少なければ、当然、県の買入れも落ちますよという話ですよ。

【C委員】 その順番というのは、だんだん長くなってきていると考えていいのですか。

【奈良県】 今、最長で2年ぐらいです。

【C委員】 そうなんです。

【奈良県】 2年ぐらいです。で、予算はたくさんつけていただいたら一気呵成に行けるんですけども、ちょっと今、結構、予算が厳しいものですから、すみません。

あと、それと仕組みの話なんですけど、買入れだけだとやはり限界という話は、それも私たちが重々認知というか認識しておりまして、で、つい先週なんですけども、県の要望としまして、私と中部長と一緒に国交省さんへ、買入れ制度に頼らない新しい何か枠組みを考えていただけませんかという。というのは、私どもにそんなアイデアが結構ないものですから、いい知恵を貸してほしいから、それで国交省さんをお願いしたということは事実でございます。やはり、私ども限界は感じております。

【委員長】 ありがとうございます。奈良市さんはいかがですか。空家バンクについて。

【奈良市】 今、景観の話もされておられましたので、市街地の景観についてなんですけども、奈良市では全域に、都市計画の中で高度地区というのを設定しております。で、先ほども最初の説明させていただいた中にありましたように、薬師寺から東を向いて東大寺の麓が、肉眼では見にくいんですけれども、写真のレンズを通して見えるような高さ設定をというのを基本に考えておりますので、一番高いところでも40メートルで、32メートルという形で設定をしております。

そして、奈良市の中では、眺望景観保全活用計画というのを策定いたしまして、視点場と視対象をきちっと設定をした中で、それを守っていくために、景観法というのがございますけども、景観法に基づく景観計画の中でそれを補完するように、デザインガイドラインの中に盛り込んで規制誘導を図っていつているのが現実ではございます。

【委員長】 京都市さん、先ほどマンションの問題もありましたけども、いかがでございますでしょうか。

【京都市】 京都市では、先ほどもお話でありましたように、下鴨神社とか、そういった歴史遺産のあたりで、マンションの建設計画などが勃発してきているという状況でございます、歴史的景観検証事業、これは世界的歴史遺産の周辺の景観政策の見直しを、去年度から今年にかけてやっているとござります。

今現在、有識者も含めて検討しているところでございますけれども、今年度は個別の景観重要建造物の指定ですとか、そういった個別の建物の指定を積極的にやっていくという中で、個別の建物の修理修景事業というものも、国の補助金をいただきながらやっているとござります。個別指定の補助金については、補助金制度を利用したいという要望はたくさんあるんですけども、予算が限られた中で、優先順位をつけまして、修理修景をやっていたというところなんです。

【委員長】 はい、ありがとうございました。

B委員がそろそろご退出なのでどうぞ。

【B委員】 自分は奈良で暮らして、映画を撮るときは、大体スタッフは奈良にはいないので、東京を中心に構成しています。そして、そこでつくった映画が世界に発信されるというような形なんです。奈良市さんに紹介していただいたなら国際映画祭ですが、私たちの映画祭は2年に一度、開催をして、じゃ、その隔年のところは何をしているかという、奈良で前の年にグランプリをとった監督さんに映画を撮っていただいているんですね。そして、その映画を世界に発信するというをしているんですね。

今、お話を聞いていて思ったのは、景観のデザインというか、ここにはこんなふうなものを建てないようにしようとか、高さ制限とか、そういうのは理解できるんですけど、京都市さんからの報告でも、この清水寺の向こうの山はこんなふう保存しておこうとかというのは、そこから見たビューポイントが美しいからですね。

そうすると、例えば世界の映画監督から見て、日本の古都の景観において、一体、今現在、何がきれいに見えていて、何が見えていないかヒアリングする。それをもとにここに木をもっと植えようとか、ここまでの範囲を保存してこうみたいなことをやった方がいい。

ちょっと話はそれですけど、国の予算のつけ方で、日本の場合はどうしても単年度制になってしまっていて、その年その年に来年の計画を立てて予算をたてなきゃいけません。映画の場合も同じで、文化庁さんからいただく助成金にしても、単年度制の中で映画を撮らなきゃいけない。けれども、諸外国、アジアで言うと韓国は、ヨーロッパのいいところをとってきてやっているんですけど、国の助成金においても単年度制をやめているんですね。そうすると、日本とか四季のある国は、1年を通して映画を撮れる。世界にもその美しさを発信できるけれども、今の単年度制の予算編成では、申請をして映画が完成するまで、1年間しか使えないんですね。桜を撮ったら、もう冬は撮れない。撮っていると3月まで間に合わない。編集して作品にしなきゃいけないからです。“日本”という文化を発信するなら、四季を通した撮影を可能にする内容にも助成すべきですね。そのために規制を緩和しながらできることもあるんじゃないかなというふうに感じました。

世界の映画監督というとむつかしく感じられるのであれば、全国の写真愛好家の方々に意見をお伺いしてみたいかなと思います。例えば奈良だと入江泰吉さんの写真を見ると、今現

在の同じアングルの写真を見ても全く変わってしまっていることがあります。もう東京だと、小津安治郎監督作品にでてくる場所は、一切なくなっていました。世界に知られる日本の風景が失われていっています。しかし、奈良は寺社仏閣のおかげで残っているポイントがたくさんあります。今ならまだそういった場所を守り継承するポイントを吟味し、何が今不必要なもので、どうしていけば50年100年の単位で、自分たちの子孫のために、本当の世界の遺産のために必要なのかということを考えられると思います。その際、写真家さんが撮影した写真をたくさん集めて検証していくことも、すごく地道な作業だとは思いますが、一番近道なような気がします。

震災以降、私は野菜づくりを始めたのですが、3年前からは田植えも始めました。自宅の近郊でこしは4枚、田んぼを借りてやったんです。やっぱり近隣のおじちゃんたちは、もう自分ではできないと言って、無償で土地を貸していただいているんですが、私1人ではできないので、息子のママ友や映画祭の仲間ワイワイ言いながらやっています。私は映画監督で発信力が普通の人よりはあるので、声をかけると、子供を持っている家族連れがたくさん参加してくださるんですね。こういった場がもっともっと増えればいいと思います。

一緒に田植えしましょう、稲刈りしましょう、そして収穫祭しましょうというふうにしていくと、子供たちはちっちゃいときから手作業の楽しさを味わうことができる。それが身にしみて、ものをつくることの楽しさとか、食べることの喜びをリアルに実感できるんじゃないかなというふうに思います。

そこには、そんなにたくさん予算がかからなくて、先ほど京都市さんが発表された竹林の整備と同じなんですけど、農業においても諸外国で市民農園が盛んです。そういう取組がもっともっと増えたらうれしいですね。

それから、地蔵盆の復活はぜひ奈良でもやっていただきたいですね。子供が参加して、金魚すくいとか輪投げとか、地域で取り組む祭りごとを復活する奈良町や北町を中心に、おじちゃんとかおばちゃんとか、まだやっているところがあるので、それを私たち世代に継いでほしいと、切に願います。私たちの世代が初めてやるには限界があるので、上の世代の人とつながってやってもらいたいなというふうに思いました。

それと、まだまだ英語での広報が足りないなという印象があります。これも外国人の方から聞き取りをして反映する必要があるでしょう。外国人と言えば、奈良市内は特に中国の方がものすごくふえていて、ホテルも飽和状態になっていると聞きます。しかしこの方たちのマナーをもう少し改善できないのでしょうか。浴衣は着ているんだけど股を広げて座っている女の子がいたりします。あれが日本人だと思われることが怖いと思うのですが…。お金を落としてくれるのはいいのだけれども、文化も含めて日本をリスペクトしてもらいたいなというようなことを思ったので、その対策は早急に、この古都の中ではしなきゃいけないかなというふうに思いました。以上です。

【委員長】 重要な数々のご指摘と、しかも具体的にいただきまして、ありがとうございます。

受け取るほうは、少し大変そうですけれども。

それでは、あと残りの3人の委員。では、D委員どうぞ。

【D委員】 奈良県、奈良市、京都市の事例報告を聞きまして、非常に古都法の果たしてきた役割だとか、あるいはそれぞれの自治体の担当者の方が、すごく熱心にいろんな課題を抱えながらも臨んでおられることが、よくわかりました。

お聞きしながらとか、あるいはふだん、こういうふうな場にかかわっているながら、ちょっと思ったことを申し上げたいと思うんですけども。やはり、今までの法律のあり方とか、いろんな仕組みのあり方で、今日考えたときに、やはり制度そのもののあり方を見直す部分が必要じゃないかと思うところと。それから、制度そのものだけではなくて、いかにほかの制度とか、あるいは計画とかとうまく組み合わせて、景観という地域の景観を本当にトータルによくしていくというふうなことを考える視点というのが、すごく大事じゃないかというふうなことから、ちょっと具体的に申し上げたいと思うんですけども。

まず、制度、特に古都法については、森林の部分とか農地というのは対象にして、とにかく早急に買い取るというようなことも含めて、すごく対応できたと思うんですけども、そのときにやはり、本来、景観として一体となっている川だとか。面的には、そんなに大きな面積じゃないけれども、大事な要素が抜けていて、そのまさに開発がされるその場が中心にというふうになっているので、ゾーニングそのものが本来、法律が目指してきている歴史的風土というのを担保するような中身になっているのかというふうなところを、再度点検する必要があるんじゃないかなということが1つなんですけれども。

ただ、その辺を全部、古都法でやるのではなくて、やはりほかの景観計画だとか、ほかの制度も、文化財保護法とか等もあるので、そことうまく組み合わせながらトータルでその地域をどうしていくかというふうな発想というか、そういうのがうまく機能することが大事かなというふうに思います。

で、今の時点では、法律の中で指定されたら、そこはすごく強い規制なり方針が出されるんですけども、そこを含んだ全体についての景観計画とかゾーニングについては、非常に本当は大事なのに位置づけがすごく弱くて。そこで、ちょっと外れたところで何か問題が起これると、裁判になったときに負けてしまうだとか、個人の所有の範囲以外、意思以外に、なかなかもう立ち入れないというようなことがあって、結果的にトータルな景観を悪くしたりするので、全体を網羅する計画、ゾーニングの位置づけを、もっときちっと強くして、そこにちゃんとお金なり、いろんな力が注げるようにする方法がないのかなというふうな部分が、1つの課題かなというふうに感じています。

それから、予算をつけるときに、買い取りの、買うための予算というふうなところだけでやってしまうと、もうとにかく早く手を挙げて、すぐにでも買い取ってもらおうというのを言い続けるしかないと思うんですけども、そういうことではなくて、買い取った後の運用なり活用を、いかに上手にできるかというところを含めたときに初めて予算がつくとか、そういう部分にお金がきちっと回るような形で。現在、既に取り取ったところも、そういう視点でのお金のつけ方が必要かなというふうにも思います。

やはり、この古都法で対象になっているところは、先ほどの映画のお話とかいろいろあったのですが、国際的な視点がすごく大事で。やはり今の京都とか奈良とかがあるというのは、このような古都法があってというふうなところで、その周辺という意味で、世界遺産のバッファゾーンとの問題などもすごく大きな課題になるので。国際的な視点から考えたら、今まで申し上げたように、当然、全体のゾーニングに対して国としてしっかり位置づけして、予算もきちっとつけていくというふうなこともそうですし、それがうまく機能するような仕組みを応援していくということは、必ず必要なことじゃないかなというふうに、私はそういうふう感じています。

それから運用について言いますと、幾ら仕組みがしっかりしていても、やはりそれをうまくやったり1つのことだけでは、なかなか立ち行かない。例えば農地があったとしても農業者の話だとか、寺社があっても所有している人とそれ以外の話とかあるので。いろんな問題をうまく調整して解決していくようなコーディネーターのような人、そういう人が行政なり第三者的なところで、うまく役割を果たして問題を解決したり、いい活用方法を考えていくというふうな部分が必ず必要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

例えばですけれども、私自身が農業の問題とかも、実際、今、農業をやっている方の中では深刻になっているのですが、一方で、若手の人で農業を真剣にやりたいという人は割と身近にたくさんいます。本当に農業はやらなくても、ちょっとでも農業に関わりたいという人まで含めると、かなりの割合があるんです。そういう人が実際に農業をやるような行政の仕組みとか、つなげ方とかがあるかという、残念ながらそういうところでは非常に課題が多くて。それは一言で言えば、とっってももったいないなというふうに思うんですけれども。そういった面をうまくフォローしていくのも、やはり人がちゃんとこの地域のことなり、いろんな主体がどういう状態にあるかというのをわかった上で機能するような、そういうふうなことをやっていくということが大事です。コーディネーターの役割でいうと、アーティストとかのお話を聞きましたが、私もそういった、もうちょっとソフトな形、デザイナーとかプランナーとか、うまく地域の文化を楽しんだり継承するというような人が、ちゃんと社会的な位置づけを持って活躍できるような、そういう人達がちゃんと食べていけるような形での、ボランティアだけではなくて、そういう部分がないと、ほかの国際的な視点で考えたときに、日本の、今は価値ある景観としてありますけれども、本当に海外の人が注目して、日本としても誇れるような景観、歴史的風土というのが、どんどん失われていってしまうんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。非常に幅広い、まさに結論につながるようなご意見をいただきました。それでは、E委員。

【E委員】 もう皆さんが重要なことをおっしゃったので、私から特に申し上げることもないのですが、先ほどのB委員もおっしゃったし、D委員もおっしゃっていましたが、例えば景観という問題で考えたときに、これまで果たしてきた歴史的風土とか古都法の役割というのは非常に大きいことは間違いないと思います。そのことによって今日まで、奈良の場合でも景観というものは保全されてきたと思うのですが、問題は、これからそういうのをベースにして、どういうイメージの町を創っていくのかというのが、実はあまり見えてこないのですね。

保全するところは保全しているし、保存しているところは保存しているのですが、それをベースにして、じゃ、奈良という町全体をどうするのかというのが、端的に言うと、奈良県と奈良市でも共通のイメージがない。これは間違いないですね。行政のほうでイメージがないから、市民からもまとまったものが出てこないですね。

市民の中も意見がばらばらですよ。例えば三条通りをかなり整備していますが、いいねという人と、けしからんという人。もう真っ向に意見が分かれています。

だから、結局、それは議論してきていないからだろうと思うのですね。行政なりに、努力はしていると思っていますが、イメージを共有するということでは市民レベルまできちっと伝わっているかという、どうも必ずしも伝わっているように思えないですね。

もちろん、奈良の場合、非常に特殊な問題があって、こういうところでは余り言っても仕方ないでしょうが、新住民と言われる人と、旧住民の人との間に意識の差が大きいというのは、今でも変わらないようですね。

新住民の人たちは、奈良に憧れて来ている人が多いから、奈良らしさを守ってほしいという意識が強いんでしょうけども、昔から住んでいる人たちは、自分たちの生活を向上させた意識が強いので、奈良の伝統的なものでも邪魔なものは邪魔なんですよね。だから、多少、その辺は崩してもらってもいいぐらいの感覚があるわけです。

そういう問題をどうクリアしていくかというのがずっと奈良の課題であったと思います。私も四十数年前に奈良で就職して、それから奈良で仕事をしていますけど、ちっとも変わらないですね。ここを打開していかないと、奈良の場合はなかなか先が見えないのかなというのが1つあります。

それに関連して、今日も観光の話が出ましたね。さまざまな視点から観光客誘致に取り組む話ですが。では、奈良の住民って、本当に観光客をふやしたいと思っているのか、という疑問があります。行政は一生懸命、観光客をふやそうとしているんですけども。実は、行政の方から返ってくる意見でも、奈良市民は、あまり観光客誘致に積極的ではないですね、と。私も、事実、そうだと思います。

だから、その辺をどういうふうにしていくのか、多分、行政の皆さんも一番、頭が痛いところではないかと思えます。いずれにしても、まずは県市の行政がイメージを共有し、そして市民との間で、大枠としての将来の古都としての奈良をどういうイメージにしていくかということ構築しないと、なかなか先に進まないのかな、と思ったりします。

【委員長】 はい、ありがとうございます。F委員、お願いいたします。

【F委員】 古都法は鎌倉市のまちづくりにとっては非常に大きな意義があります。古都法は、来年制定50周年を迎えます。50数年前に鶴岡八幡宮裏手の御谷地区の大切な史跡を開発の手から守ろうということで、作家の大佛次郎先生はじめ、鎌倉在住の多くの著名な文化人が立ち上がって、私たちの団体が生まれ、そして古都法の成立の大きな役割を果たしたと思います。私たち風致保存会のメンバーもその辺を自負して活動しております。

今、奈良県、奈良市、そして京都市さんからの報告をお聞きして、鎌倉も、それぞれの風土が違いながら、行政として、また市民としても同じ悩みを持っているのかなということでお尋ねします。

それぞれの自治体に共通することですが、市民とのかかわりについてです。私たちの団体は、ほぼ毎週、手弁当で、私たちの所有地や、古都法区域では6条地区を中心に、また国の指定史跡の下草刈り、枝払い等の維持管理活動をしています。これまで私たちの団体は、会員だけでなくボランティアを募り、それらの土地の維持管理に努めています。私たちの所有地は8ヘクタールですが、行政が取得し、公有地化している土地についても、行政と協働して、もう20年近くになりますが、維持管理を中心とした活動をしています。

その中で今後課題となるのが、ボランティア活動をどうやって継続していくかということです。京都市さんは、まだ立ち上げられて間もないとのことですが、私たちの会員やボランティアも、二十数年活動してきますと、当然年齢も高くなってきます。高齢化が避けられません。私たちは中学生から我々の活動に参加してもらい、自分たちの郷土を守ろう、知ってもらおうと、きっかけづくりといたしますか、いろんな仕掛けをしていますけど、なかなか若い

人たちの定着に結びついていません。若い世代に活動に参加してもらおう工夫なり、ボランティア活動に対して行政サイドから見た課題がありましたら、お教えいただきたいと思います。

それから古都法についてですが、先ほど述べましたように、古都法は鎌倉のまちづくりに大きな貢献をしていると思います。もし古都法がなければ、今の鎌倉がどうなっていたのか、もっと大きく鎌倉が変わってしまい、現在の鎌倉がなくなっていたのではないかという思いをしているところでございます。

これまで50年にわたって、古都法は保全を中心にしてきたと思いますが、これからの50年を考えると、保全だけでいいのかどうか。維持管理の方策の検討が必要と思いますが、加えて古都法の制定趣旨を逸脱しない範囲での活用ができないものか、この点について、もし奈良県、奈良市、京都市さんのお考えがあれば、または事例があれば、お聞かせ願いたいと思います。

抽象的な質問で申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

【委員長】 手短にお答えいただければと思います。

【奈良県】 今のF委員からお話ございました、まず市民とのかかわり。E委員も一部、お触れいただいたのですが、私どもも県の事業とか、例えばそういう活動については、今日お手元にお配りしているような植栽ジャーナル。いろんな事業に対して、私どもは、例えば奈良の目抜き通りである大宮通りとか、そういったところについても、大宮通りジャーナルということを発行して、地元の方と、こういう取り組みをしているから一緒になって考えてください。また、提案がある事業だったら提案してください。そういうような形で、常にコミュニケーションを図る。これを1つの媒体手段にしながら、またほかにも広報のあり方は、しっかり広報は取り組もうということをしております。

それと、2点目におっしゃったもう一つの部分として、ボランティアの維持とか、そういういったものというのは、ちょうど私どもくらし創造部というのは、協働推進課という課を所管しております、NPOボランティアの指導育成をしております。

例えば、いろんな県でも基金とかを設けて、そこで民間からいただいた基金、積み立てていただくそういう寄附を基金化して、そういうボランティアの活動が少しでも用途を広げていく。活動を何とか活発化するための、そういう取り組みに対して、その基金を活用した助成援助もしていこうと。決して大きな額じゃないんですけど、日常管理できるようなもので。例えばこういう景観の保全とか、そういったところの活動があれば、そういういろんな事業で絡んでくる担当している部局が現物支給したり、例えば草刈りをしていただくのであれば、それに伴う必要な道具、そういったものを現物を支給したり、そういうふうなものも支援をさせていただきながら、ボランティアの活動を育成、維持にさせていただいているということがございます。

それと、保全について今後どうかということは、国のお考えもあろうかと思いますが、地域における保全だけでいいのかということについては、やはり保全のみを考えるのではなくて、一部それを活用をした、要するに、将来に向かってプラスアルファとなるような維持をしつつ活用してくと。こういうふうな視点というのは、これは、ぜひ今後の考え方の中では必要であろうかというふうに思っております。そういった意味では、今、ご質問をいただいた件というのは、私どもも大きな課題であるということは認識をしております。

【委員長】 はい、ありがとうございました。補足するとか、京都市さんあるいは奈良市さ

ん、何か今のボランティアですとか保全の件がございましたら。

【京都市】 ボランティアの件につきましては、先ほど申し上げましたように、今うちは、どんどんいろんなところに声をかけて広げていっている状況でございます。

実際、私も何度か行って、別にやりたくないということで断られることもあるんですけども、私有地を抱えておる山の周辺の住民を中心に、地元自治会とかと一緒に山林の管理をやりませんかとかいうことで、地道に声をかけている状況でございますので、当面これを続けて、ちょっとでも広げていこうかというふうに思っている段階です。

【委員長】 よろしゅうございますか。それでは、ありがとうございました。時間がもうぎりぎりになってしまいましたので、特に取りまとめはいたしません、今日の議論は、幸いにもこれから来年の7月ごろまでをめぐりに、何回かお話をさせていただくことになります。

冒頭にも中様もおっしゃられたように、古都法50年ということと、あとやはり金沢や京都、京都は今ひとり勝ちというぐらい物すごく観光客の方が来ていて、混雑して、日本人は見られないというぐらいですけども、そういう中で、金沢も京都も何十年もかけて守ってきたものが、やはり今、評価されてある。

そして世界遺産なんかの問題では、鎌倉市さんは惜しかったですけど、やはり東京オリンピックとかのことも考えると、やはり今は、そういう世界に向けた歴史的風土の保全。そこに新たな枠組みですとか、やはり予算措置だとかも含めて必要なのだということをお話するには、非常に好機かと思えます。ぜひとも皆様のお力をお借りして、来年の7月まで取りまとめていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これから後、視察会がございまして、ちょっと議論が途中で大変申し訳ございませんが、事務局にお返しいたします。

【事務局】 熱心なご議論、ありがとうございました。

次回、第3回の委員会でございますが、2月4日に国土交通省で開催いたしますので、ご出席のほどよろしくお願ひいたします。本日の資料につきましては、机の上にそのまま置いておいていただければ、後日こちらから郵送させていただきます。

これから現地視察にまいります、14時40分に出発予定でありますので、それまでに玄関前のバスへの乗車をお願いできればと思えます。なお、視察からG委員が合流する予定となっております。

それでは以上を持ちまして、小委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —